

掛川市水道ビジョン（案）に対する 意見公募手続実施要領

1 募集の趣旨

意見公募手続とは、市の重要な計画や条例などを策定するときに、案の段階で公表し、その案に対する意見等を一定のルールに基づいて募集し、寄せられた意見等を考慮しながら最終案を決定するとともに、寄せられた意見等に対する考え方も併せて公表していく一連の手続きのことです。

掛川市は、平成25年4月に施行された掛川市自治基本条例に基づき「掛川市意見公募手続等実施要綱」を制定し、市の重要な施策の策定にあたっては市民からの意見を聴取することとしています。

この手続きに則り、掛川市水道ビジョン（案）について、その検討方針を事前に明らかにするとともに、広く市民の皆様からご意見をいただきたく、以下の方法により意見の公募を実施します。

2 意見公募手続の対象

「掛川市水道ビジョン（案）」

このビジョンは、国の水道ビジョンに基づき、「持続」「安全」「強靱」を基軸として平成28年度に策定した「掛川市新水道ビジョン」の計画期間が、今年度をもって終了することから、フォローアップとして実現方策の達成状況を検証するとともに、人口減少による水需要の変化や継続的な物価上昇などの社会環境や経済状況の変化を鑑み、見直したものです。

3 閲覧方法

- (1) 掛川市ホームページ <暮らし・手続き>水道>水道事業>
掛川市水道ビジョン（案）パブリックコメント>からダウンロード
- (2) 文書閲覧
掛川浄化センター管理棟 1階 上下水道部水道課

4 意見の募集期間

令和7年10月16日（木）から令和7年11月17日（月）正午必着

5 意見の提出方法

- (1) 郵送
〒436-0047 掛川市長谷一丁目1番地の2
掛川市上下水道部水道課あて

(2) 持参

掛川浄化センター管理棟 1階 上下水道部水道課

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日を除く）

(3) ファクシミリ

FAX番号 0537-21-1470

(4) 電子メール

E-mail suido@city.kakegawa.shizuoka.jp

6 意見書書式

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、**掛川市水道ビジョン（案）に関する意見**と書いて、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

7 意見の取り扱い

- ・ご意見に対して個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・いただいたご意見の概要や意見に対する市の考え方などは、個人情報を除いて、市ホームページで公表する予定です。
- ・募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、意見公募手続（パブリックコメント）の意見として取り扱いません。

8 問合せ先

掛川市上下水道部水道課

電話 0537-21-1717